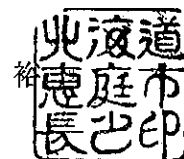


恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月18日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第12号

恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

(恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例（平成25年条例
第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条（略） 2（略）	第1条・第2条（略） (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条（略） 2（略） 3 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その従業者に対し、研 修を実施する等の措置を講じなければなら ない。</u>

現行	改正案
<p>第4条 (略)</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の基本方針)</p> <p>第5条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の_____安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第6条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2_____に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第8条において同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の基本方針)</p> <p>第5条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の<u>夜間において安心して</u>その居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第6条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第8条において同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(指定認知症対応型共同生活介護の基本方針)</p> <p>第 8 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第 8 条第 19 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>(指定認知症対応型共同生活介護の基本方針)</p> <p>第 8 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第 8 条第 20 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>
<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)</p> <p>第 9 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第 8 条第 20 項に規定する計画をいう。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)</p> <p>第 9 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第 8 条第 21 項に規定する計画をいう。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の基本方針)</p> <p>第 10 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生</p>	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の基本方針)</p> <p>第 10 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生</p>

現行	改正案
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第 8 条の 2 第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第 4 条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第 5 条の 2 _____に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第 6 条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第 4 条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第 6 条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む</p>

現行	改正案
<p>ことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>ことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 恵庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 雑則(第34条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正____中立に行わなければならない。</p>

現行	改正案
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>指定介護予防支援事業者</u> _____ は、当該指定に係る事業所(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> _____ ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所</u> _____ ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u> _____ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又</p>	<p>(管理者)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又</p>

現行	改正案
<p>は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>	<p>は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 1 項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画が第 2 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第 2 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用</p>

現行	改正案
<p>規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p>
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第 12 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条 利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対し交付しなければならない。</p>	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第 12 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対し交付しなければならない。</p>
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第 13 条 <u>指定介護予防支援事業者</u> は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第 13 条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター</p>

現行	改正案
<p>営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)としての機能を有する恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の議決を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、<u>第 2 章</u>、この章及び次章 _____ の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>	<p>運営協議会(介護保険法施行規則 _____ 第 140 条の 66 第 1 号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)としての機能を有する恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の議決を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、<u>第 2 条</u>、この章及び次章 <u>(第 31 条第 33 号を除く。)</u>の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>
<p>第 14 条・第 15 条 (略)</p>	<p>第 14 条・第 15 条 (略)</p>
<p>(利用者に関する市への通知)</p> <p>第 16 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。<u>以下同じ。</u>)の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(利用者に関する市への通知)</p> <p>第 16 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。 _____)の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第 17 条 (略)</p>	<p>第 17 条 (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第 18 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、 _____ 事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 18 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、<u>次に掲げる</u>事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)_ _____</p>

現行	改正案
<p>を定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員</u>の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条・第21条 (略)</p>	<p>を定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>従業者</u>の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第20条・第21条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(掲示)</p> <p>第 22 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p>	<p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</p> <p>第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(掲示)</p> <p>第 22 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(秘密保持)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第 31 条第 9 号 に規定するサービス担当者いう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>第 24 条～第 27 条 (略)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲</p>	<p>(秘密保持)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第 31 条第 11 号に規定するサービス担当者いう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>第 24 条～第 27 条 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第 27 条の 2 <u>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲</p>

現行	改正案
<p>げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第31条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第31条第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第31条第9号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第31条第16号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第31条第17号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第16条</u>に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第26条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第27条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第31条第16号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第31条第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第31条第11号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第31条第18号</u>の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第31条第19号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第31条第4号</u>の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第16条</u>の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第26条第2項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第27条第2項</u>の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>

現行	改正案
<p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 担当職員は、<u>第 14 号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回及びサービスの評価期間が終了する月並びに<u>利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p>	<p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 担当職員は、<u>第 16 号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回_____、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間(以下このイにおいて単に「期間」という。)について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用</u></p>

現行	改正案
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 第 3 号から第 13 号までの規定は、第 14 号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用すること。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第 24 号において「主治の医師等」という。)の意見を求めること。</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p>	<p>して意思疎通を行うことができること。</p> <p>㉔ <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>エ 利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) 第 5 号から第 15 号までの規定は、第 16 号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用すること。</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第 26 号において「主治の医師等」という。)の意見を求めること。</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p>

現行	改正案
<p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p>	<p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) (略)</p> <p>(33) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p>
<p>第 32 条 (略)</p>	<p>第 32 条 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第 33 条 <u>第 2 章から前章(第 26 条第 6 項及び第 7 項を除く。)</u>までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「第 18 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 18 条」と、<u>第 11 条</u> 中「指定介護予防支援(法第 58 条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第 58 条第 2 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 59 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 33 条 <u>第 2 章から前章まで(第 26 条第 6 項及び第 7 項を除く。)</u>の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「第 18 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 18 条」と、<u>第 11 条第 1 項</u>中「指定介護予防支援(法第 58 条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第 1 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 59 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>
	<p>第 7 章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 34 条 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、作成、</u></p>

現行	改正案
	<p><u>保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 8 条(前条において準用する場合を含む。))及び第 31 条第 30 号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)</u>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。))によることができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語は、法</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p><u>第 6 章 雑則(第 34 条)</u></p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語は、法</p>

現行	改正案
<p>及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)において使用する用語の例による。</p>	<p>及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準_____において使用する用語の例による。</p>
<p>第 3 条 (略)</p>	<p>第 3 条 (略)</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第 4 条 (略)</p>	<p>第 4 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定居宅介護支援事業者_____</p> <p>_____は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等_____</p> <p>_____が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者_____等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護支援事業者(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</p>
<p>4 指定居宅介護支援事業者は、<u>指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター_____</u></p> <p>_____、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>4 指定居宅介護支援事業者は、_____事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなら</u></p>

現行	改正案
<p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下_____「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を<u>同項</u>に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>管理者</u>がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) <u>管理者</u>が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下<u>この項</u>において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、<u>介護支援専門員</u>(主任介護支援専門員を除く。)を<u>前項</u>に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>当該管理者</u>がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) <u>当該管理者</u>が_____他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族</u>に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族</u>に対し、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介</u></p>

現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子</p>	<p><u>護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子</p>

現行	改正案
<p>計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項</u>各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項</u>各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p>
<p>第8条～第12条 (略)</p>	<p>第8条～第12条 (略)</p>
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費_____が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)____と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第14条 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の基本取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援は、_____要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の基本取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援は、<u>利用者の</u>要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に</p>

現行	改正案
<p>十分配慮して行われなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>十分配慮して行われなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意</p>

現行	改正案
<p>_____をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 介護支援専門員は、<u>第 13 号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p>	<p><u>を得なければならない。)</u>をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 介護支援専門員は、<u>第 15 号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回 _____、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p>

現行	改正案
<p>イ (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は<u>入所</u>を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>	<p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(20) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) <u>介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護</u></p>

現行	改正案
<p>条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の _____ 会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>	<p>条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(法定代理受領サービスに係る報告)</p>	<p>(法定代理受領サービスに係る報告)</p>
<p>第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項の _____ 国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p>	<p>第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第 18 条 (略)</p>	<p>第 18 条 (略)</p>
<p>(利用者に関する市への通知)</p>	<p>(利用者に関する市への通知)</p>
<p>第 19 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の _____ いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>第 19 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号 いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第 20 条 (略)</p>	<p>第 20 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(運営規程)</p> <p>第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる<u>指定居宅介護支援の事業の運営</u>についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>指定居宅介護支援の事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>職員</u>の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる_____事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)_____を定めるものとする。</p> <p>(1) _____事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) <u>従業者</u>の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第 22 条の 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施</p>

現行	改正案
<p>程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p>	<p>程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>
<p>第 26 条～第 28 条 (略)</p>	<p>第 26 条～第 28 条 (略)</p>
<p>(苦情処理)</p>	<p>(苦情処理)</p>
<p>第 29 条 (略)</p>	<p>第 29 条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた_____指定居宅サービス又は_____指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた<u>法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス</u>に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>6・7 (略)</p>	<p>6・7 (略)</p>
<p>第 30 条 (略)</p>	<p>第 30 条 (略)</p>
	<p>(虐待の防止)</p> <p>第 30 条の 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催す</p>

現行	改正案
<p>第 31 条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第 16 条第 13 号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第 16 条第 7 号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第 16 条第 9 号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第 16 条第 15 号イ</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第 19 条</u>に規定する<u>市</u>への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第 29 条第 2 項</u>に規定する<u>苦情の内容</u>等の記録</p>	<p><u>るとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第 16 条第 15 号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第 16 条第 9 号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第 16 条第 11 号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第 16 条第 17 号ウ</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第 16 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第 19 条の規定による市</u>への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第 29 条第 2 項の規定による苦情の内容</u>等の記録</p>

現行	改正案
<p>(5) <u>第 30 条第 2 項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 33 条 <u>第 4 条、第 3 章及び第 4 章(第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。)</u>の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「<u>第 33 条において準用する第 21 条</u>」と、第 13 条第 1 項中「<u>指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費</u></p> <hr/> <p>が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「<u>基準該当居宅介護支援</u>」と、「<u>居宅介護サービス計画費の額</u>」とあるのは「<u>特例居宅介護サービス計画費の額</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(6) <u>第 30 条第 2 項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 33 条 <u>前 3 章</u> (第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。)<u>の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。</u>この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「<u>第 33 条において準用する第 21 条</u>」と、第 13 条第 1 項中「<u>指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第 1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)</u></p> <hr/> <p>が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「<u>基準該当居宅介護支援</u>」と、「<u>居宅介護サービス計画費の額</u>」とあるのは「<u>法第 47 条第 3 項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第 6 章 雑則</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第 34 条 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 10 条(前条において準用する場合を含む。))及び第 16 条第 30 号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)</p>

現行	改正案
	<p>については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、<u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)</u>のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、<u>電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正は、令和7年4月1日から施行する。

- (1) 第3条中恵庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条第3項の改正
- (2) 第4条中恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第25条第3項の改正